

# 「一般社団法人事業創発研究会 DigiBiz みやぎ」規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人事業創発研究会D i g i B i zみやぎ（以下「当法人」とする）と称する。

### (目的)

第2条 当法人は、ITを活用して、企業・各種団体・個人事業者並びに地方公共団体の事業創発、ビジネスディベロップメント、DX化を支援し、もって地域課題の解決並びに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

2 当法人の行動原則は、以下とする。

- (1) 実践をつくる 自社から率先して事業創発に乗り出していく
- (2) 仲間をつくる 分野・職種を超えた連携・共創を仕掛けていく
- (3) 未来をつくる 事業創発を通じて新しい社会を描き出す

### (事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 各種研究会、セミナー、イベントの企画及び運営
- (2) 事業創発、ビジネスディベロップメント、DX化等に関するコンサルティング及び啓蒙活動
- (3) ビジネスマッチング事業
- (4) 各種情報提供業務進
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (法人の構成員)

第4条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は個人若しくは団体
- (3) 特別会員 当法人に功労があった者又は学識経験者若しくは当法人の活動を支

援する団体(国及び地方公共団体、法人、大学、金融機関等)で理事会において推薦された者行政、各種支援機関(金融機関、大学等)

(4) 連携団体 同趣旨で活動する他地域の団体など

(正会員等の資格の取得)

第5条 当法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

2 本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったと

(3) 総会員が同意したとき

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(6) 除名されたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除名)

第10条 会員が、当法人の名誉を著しく傷つけ、また当法人の設立の趣旨に反する行為を行った場合、あるいは会員として不適当と認めるときは、総会の決議により、除名することが出来る

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費その他の拠出金は、その理由の如何を問わず返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び員数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項のほか理事の中から副理事長並びに専務理事を置くことができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長並びに専務理事をもって業務執行理事とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は会員の中から総会の承認によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により選定する。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

- 第16条 役員は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、第19条に定める総会の特別決議によるものとする。

## 第4章 総 会

(種類)

- 第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 3 通常総会の開催時期は、理事会において定める。
  - 4 臨時総会は、次の場合に開催する。
    - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
    - (2) 総会員の議決権の5分の1以上又は監事から請求があったとき

(招集)

- 第18条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、専務理事がこれを招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
  - 3 総会を招集するときは、会日より1週間前までに、書面による決議を認める場合は、会日より2週間前までに会員に対して、その会議の目的たる事項並びに開催の日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(決議事項)

- 第19条 次の事項は、総会の決議を必要とする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 規約の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの規約で定められた事項

（議長）

第20条 総会の議長は、理事長が当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（定足数）

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ決議を行うことができない。

- 2 総会に出席しない会員は、当該社員総会の招集の決定を行う理事会において、総会に出席しない会員が書面による議決権の行使ができることを決議した場合は、書面により議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により会員が書面によって議決権を行使した場合、その限りにおいては総会に出席したものとする。
- 4 会員は、他の会員を代理人として、当該代理人により総会に出席し、議決権を行使することができる。

（議決）

第22条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 規約の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第24条 理事会は、理事を持って構成する。

(開催)

第25条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法101条第2項又は第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに当たる。

(議決)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 本規約は、第19条に定める総会の特別決議により変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属については、総会の決議をもって定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第32条 当法人の事務処理のため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事長が任免する。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の毎事業年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第35条 理事長は、毎事業年度、次の書類を作成し、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監事の監査報告書を定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）

第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

附 則

この規約は、令和6年5月27日から施行する。

別表

会費

	入会金	年会費
正会員	30,000 円	1 口 60,000 円 (1 口以上)
賛助会員	30,000 円	1 口 60,000 円 (1 口以上)
特別会員	無し	無し
連携団体	無し	無し

※事業年度の下期(10 月以降)に入会された方は、初年度年会費は半額に致します。